

出典: 林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成

図 4.2.6 サプライチェーンにおいて確認される書類

## (2) 納税と使用料支払

木材伐採においては、森林資源料、再造林基金などの支払いが国有林のコンセッション あるいはコミュニティ林などの区分毎に分けて課せられている。

区分	再造林基金	森林資源料	税金	立木伐採 補償金
生産林コンセッション	•	•	•	
生産林区域におけるコミュニティ人工林及 びコミュニティ林		•	•	
私有林	•	•		•
非森林区域	•	•		•

表 4.2.9 伐採に関する支払い

全ての区分に適用される森林資源料についてみると、「通商大臣令:森林資源料算定のための森林資源基礎価格の決定」でその決定額の基礎価格が、樹種別、地域別に単位材積 (m³) あるいは単位重量 (トン) で決められている。ただし、収集資料 (通商大臣令:森林資源料算定のための森林資源基礎価格の決定 22/M-DAG/PER/4/2012) では基礎価格の適用期間は限られており、同決定では 2012 年 3 月 6 日から同年 6 月 30 日までに適用されるものとなっている。また、その期間も前半 (3 月 6 日から 4 月 24 日まで)、後半 (4 月 25 日から6月 30 日まで) に区切られ基礎価格は違っており、例えば、メランティ類については下表のとおり設定されている。このように森林資源基礎価格は毎年複数回に分けて決定されている。

樹種地域2012 年メランティ類I (スマトラ、カリマンタン、スラウェシからマルクまで)1,270,000 Rp/m³600,000 Rp/m³II (イリヤンジャヤ、ヌサテンガラからバリまで)1,700,000 Rp/m³504,000 Rp/m³

表 4.2.10 森林資源料算定のための基礎価格 (例)

注) 通商大臣令: 22/M-DAG/PER/4/2012 から作成

#### (3) 伐採施業

伐採に関しては、伐採区域、伐採に係る手続き、丸太の輸送、環境及び社会へのコンプライアンス、労働者の保護など守られるべき事項について、前出の表 4.2.8 木材合法性の基準 1~5 のなかで記載されている。守られるべき事項の根拠となっている法令の中で入手できたものをイ語から邦訳に仮訳した。

# (4) 第三者の権利

中の合法性規準 1~5 のなかでは、その事業体で働く労働者の労働環境に関する遵守事項については記載されているが、第三者の権利ということでは記載はない。環境林業省からは、コンセッションの地元住民対策は CSR として学校建設、クリニックの開設、直接雇用などが実施されており SVLK の取得要件を満しているとの説明を得た。

# (5) 貿易と輸送

木材産品の輸出に当たっての木材合法性証明システム(TLAS=SVLK)は、図 4.2.7 に示すとおり、先ず「国家認定委員会(KAN)」が、民間の「独立審査認定機関(LP-VI)」を認定し、「適合性評価機関認定証」を与える。独立審査認定機関(LP-VI)は、木材業者からの申請に基づき業者としての適格性を審査し「合法木材認証(S-LK)」®あるいは「持続的生産林管理認証(S-PHPL)」を認証する。なお認証の有効期間及び継続審査の頻度がそれぞれに決められている%。

独立審査認定機関 (LP-VI) の中から十分な能力を有する者として「木材合法性認証機関 (LVLK) <sup>10</sup>」が環境林業省から認定され指名される。LVLK は木材産品の輸出に当たって輸出物の合法性を審査し合法性証明書を発行する。LVLK による輸出物の審査項目は主に次の3点となっている。

- 申請書類(パッキングリスト、インボイス、製品写真)の確認
- SILK による出入量(個数、容積、重量)一貫性の確認
- 品目と船積貨物の一致性の確認

国有林材の出入量一貫性については、環境林業省が運営している SIPUHH<sup>11</sup>を活用して確認されている。

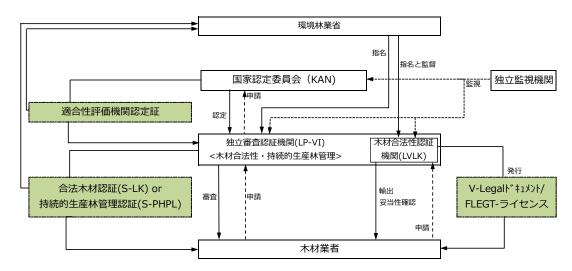
-

<sup>8 2018</sup>年3月1日現在2,327社が認定されている。

<sup>9</sup> 前出の表 3.4.6 参照。

<sup>10 2018</sup>年3月1日現在25社が認定されている。

<sup>11</sup>環境林業省が運用している国有林材の木材流通事務情報システム



出典:環境林業省資料より作成

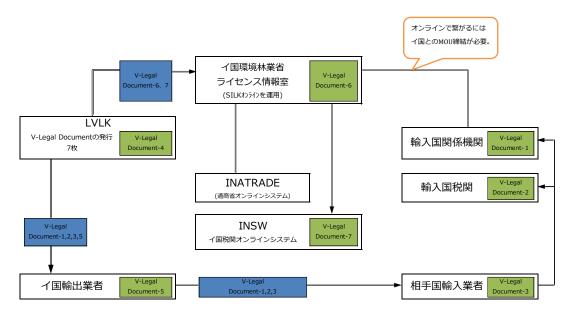
図 4.2.7 SVLK メカニズム

合法性が確認されれば、EU 向けには FLEGT ライセンスを、その他の国については V-Legal ドキュメントを発行し輸出物に添付される。FLEGT ライセンスと V-Legal ドキュメントは共に 1 件につき鑑と添付資料の 2 編構成の 7 枚綴りである。その様式は法令「NO.P.14/PHPL/SET/4/2016」の末尾に添付されている。輸出先が EU の場合は様式の A 欄に、その他の国の場合には B 欄に輸出先国名を記載することになっている。

様式には、鑑にも添付資料にも1から7のどれかの番号が付いており、その番号に応じてその書類が配布され保管される機関が決まっている。V-Legal ドキュメントを例にその発行と伝達の流れを示すと図 4.2.8 のとおりである。

- 1. LVLK は、輸出物の合法性を確認すると7枚綴りのV-Legal ドキュメントを発行。
- 2. LVLK は、1、2、3、5 を輸出業者へ渡す。輸出業者は 5 を自社で保管し、1、2、3 を輸入業者へ渡す。
- 3. 輸入業者は、3を保管し、1を自国の関係機関へ、2を自国税関に渡す。
- 4. LVLK は 4 を保管する。
- 5. LVLK は 6、7 を環境林業省内のライセンス情報室へ渡す。
- 6. ライセンス情報室は、6を保管し7はイ国税関に送付する。
- 7. 環境林業省のライセンス情報室とイ国通産省とはオンラインで繋がっており V-Legal ドキュメントを共有。

FLEGT ライセンスの場合も同じ流れで処理される。なお、輸入国関係機関とイ国環境林業省ライセンス情報室とがオンラインで結ばれるには双方が MOU を締結する必要がある。



出典:環境林業省資料より作成

図 4.2.8 V-legal ドミュメントの発行と伝達の流れ

イ国が林産物を輸入する場合のデュー・ディリジェンスの方法については、環境林業省令「No:P.7/PHPL-SET/2015」に規定されている。その中の第2条ではデータ及び情報の提出に関して次のとおりとしている。

- ア. デュー・ディリジェンスに関するデータ及び情報の提出は、API-P<sup>12</sup>あるいは API-U<sup>13</sup>の ID を得ている輸入業者が環境林業省の SILK を経由して行う。
- イ. 「ア」の項で述べたデータ及び情報の提出にあたって、API-P あるいは API-U の ID を得ている輸入業者はその情報の記録を 2 年間残しておかねばならない。
- ウ. 輸入業者により提出されるデータ及び情報には次の項目を含む。
  - a. 情報記録は次による。
    - ① FLEGT-VPA に基づく FLEGT ライセンスが有効な国からの FLEGT ライセンス; また、あるいは
    - ② イ国との間で貿易と木材の合法性の認定の合意が成立している国からの MRA (Mutual Recognition Agreement) ライセンス;また、あるいは
    - ③ Country Specific Guideline (CSG) あるいは輸出国により規制された林産物の合法性に関する類似のもの;また、あるいは
    - ④ トレーサビィリティと共に林産物の合法性あるいは持続性に関する認証 スキームを適用する認証機関からの認証書類

<sup>12</sup> 輸入・加工業者登録 ID。略語表参照。

<sup>13</sup> 一般輸入業者登録 ID。略語表参照。

- ⑤ 林産物の合法性あるいは持続性に基づいた林産物の伐採国あるいは原産 国の当局からのレター
- b. 林産物の原産国における公式に記録された情報に基づくクロスチェックをかけたリスク分析を実施する。その際、潜在的な問題、注目すべき顕著な所見、その林産物の違法な伐採、違法な取引、偽情報などについて検討すること。
- c. 情報の信頼性と確実性が確かな偽情報のない情報源に基づき適正な対策をとったリスク軽減措置をとること。
- エ. 「ウ」で述べた情報の記録には、林産物の原産地国名あるいは林産物を取得した国名及び伐採地の地域名、コンセッション所有者名を含むこと。
- オ. LVLK による監査の時、また、あるいは、政府また、あるいは政府により派遣された者による随時の検査時には「ウ」及び「エ」で述べた情報は開示されなければならない。
- カ. 「エ」で述べた情報は SILK に入力される。
- キ. データ及び情報の提出様式及び記載手順については当法令の付属資料 IA に示す とおりである。

### (6) CITES など保護樹種

CITES などで取引が制限されている樹種リストのなかでどの種がイ国の法令に基づきリストアップされているのかについては確認できなかった。そこで NEPCon の FORESTRY RISK PROFILE (Ver2.0 January 2016) にイ国内の CITES に記載された保護樹種であるとして掲載されている次の 7 樹種を参考としてあげる。なお、この 7 樹種は CITES の附属書 II、III に記載されていることを確認した。

#### CITES 附属書 II

Aquilaria spp. ----Agarwood

Diospyros ferra ---Black ebony

Diospyros vera ---Queensland ebony

Gyrinops spp. ---- Agarwood

Gonystylus spp. --- Ramin

Rauwolfia serpentina ---- Serpentine wood

#### CITES 附属書 III

Magnolia liliifera var. obovate----Egg magnolia

# 4.2.3 森林認証制度

イ国内の森林認証としては、FSC、IFCC (PEFC との相互認証)と LEI があり、それぞれが持続的森林管理と CoC の認証を行っている。FSC は世界的な認証機関であるが、IFCC と LEI はイ国内で設立された認証機関である。IFCC は PEFC との相互認証を行っている。 LEI は単独の認証機関であり、認証の対象を小規模事業体としている特徴がある。それぞれの認証数は次の表のとおりである。

持続的森林管理 CoC 件数 備考 認証機関 件数 面積 FSC 39 3, 078, 285ha 260 FSC の Web から IFCC 60 3, 756, 901ha 32 IFCC の Web から LEI 61 2, 032, 000ha 10 聞取り及びパンフレットから

表 4.2.11 イ国内の森林認証実績

# 4.2.4 その他の関連情報

イ国の SVLK に関してクリーンウッド法に対応する際の留意点としては、次の項目があげられる。

- V-Legal ドキュメントのオンライン発行システムの運用は、今の時点では大規模事業者が主体であること。
- 小規模事業者はグループ(組合化)による登録も可能。
- 供給者確認書(DKP)は地方行政が主管となっていること。
- V-Legal ドキュメントの確認を SVLK オンラインで行うためにはイ国と MoU を締結することが必要。

# 4.2.5 略語表

略語	イ語	英語	日本語	備考
API-P		Importer-Producer Identity	輸入・加工業者 ID 番号	資本材、原材料、サポート材又は/あるいは生産工程をサポートするための
		Number		資材として自社で使うための商品を輸入する会社だけに与えられる輸入業
				者としての ID 番号
API-U		General Importer Identity	一般輸入業者 ID 番号	交易を目的として特定の商品を輸入する会社に与えられる輸入業者として
		Number		の ID 番号
BUMDes			村落所有企業	
CABs		Conformity Assessment	適合性評価機関	民間認証機関。KAN の認定を受け環境林業省により合法性確認の権限が与
		Bodies		えられている。2016年6月時点で22社が認定。V-Legal Document、FLEGT
				License を発行。環境林業省により監督され、省のLicense Information
				Unitによって運営される SILK を使う。
CITES		Convention on International	絶滅のおそれのある野生動	ワシントン条約
		Trade in Environment	植物種の国際取引に関する	
		Species of Wild Fauna and	条約	
		Flora		
DKP		Suppliers Declaration of	供給者確認書	証拠書類に基づき供給者によって示される合法性申告書類
		Conformity		
EUTR		EU-Timber Regulation	EU 木材規則	
FLEGT		Forest Law Enforcement,	森林法施行、ガバナンス、	EUの FLEGT アクションプランが 2003 年に策定された。その目的は持続的
		Governance, and Trade	貿易	な合法的森林管理とガバナンスの強化及び合法的に生産された木材の取引
				の振興である。

略語	イ語	英語	日本語	備考
FMU		Forest Management Unit	森林管理ユニット	
FSC		Forest Stewardship Council	森林管理協議会	
HS		Harmonized Commodity	商品の名称及び分類につい	HS 条約に基づいて定められた番号のこと。 商品を輸出入する際には、各
		Description Coding System	ての統一システム	商品はいずれかの品目コードに分類される。
нтн			天然林択伐コンセッション	
HTI			産業造林コンセッション	
IFCC		Indonesian Forestry	インドネシア森林認証協力	
		Certification Cooperation	機構	
IHMB	Inventarisari Hutan		10 力年材積量調査	
	Menyeluruh dan			
	Berkala			
INATRADE		Indonesian Trading		イ国通商省のオンラインシステム
INSW		Indonesia National Single		イ国税関のオンラインシステム
		Window		
IPK			木材利用許可	
IPKR			コミュニティ木材加工業	
IPPKH			林地賃貸利用許可	
IRT/Craftsmen			家内工業	投資額 500 万 Rp までかつ従業員 4 名まで。
IUI			二次木材加工事業許可	設備投資額 2 億 Rp 以上の規模
IUIPHHK	Izin Usaha Industri		木材一次産業事業許可	
	Primer Hasil Hutan			

略語	イ語	英語	日本語	備考
	Kayu			
IUPHHK-HA	Izin Usaha		天然林木材利用事業許可	
	Pemanfaatan Hasil			
	Hutan Kayu(IUPHHK)			
	pada Hutan Alam			
IUPHHK-HD	IUPHHK dalam Hutan		村落林木材利用事業許可	
	Desa			
IUPHHK-HKm	IUPHHK dalam Hutan		コミュニティ林木材利用事	
	Kemasyarakatan		業許可	
IUPHHK-HTHR	IUPHHK dalam Hutan		再生林木材利用事業許可	
	Tanaman Hasil			
	Rehabilitasi			
IUPHHK-HTI	IUPHHK dalam Hutan		産業造林木材利用事業許可	
	Tanaman Industri			
IUPHHK-HTR	IUPHHK dalam Hutan		民有林木材利用事業許可	
	Tanaman Rakyat			
IUPHHK-RE	IUPHHK Restoras		生態系修復林木材利用事業	
	Ekosistem		許可	
JIC		Joint Implementation	合同実施委員会	VPA を実施するためのイ国と EU との委員会
		Committee		
KAN	Komite Akreditasi	National Accreditation	国家認定委員会	CABs を認定する
	Nasional	Committee of Indonesia		

略語	イ語	英語	日本語	備考
LEI	Lembaga Ekolabel	Indonesian Ecolabelling	インドネシアエコラベル協	
	Indonesia	Institute	会	
LIU		License Information Unit	ライセンス情報ユニット	環境林業省内にあり SILK を運用する。
LMK			木材変更報告書	
LP&VI	Lembaga Penilai dan	Independent Assessment and	独立評価審査機関	KAN から認定され、PHPL、VLK の審査を行う。
	Verifikasi	Verification Agency		
	Independen			
LPPHPL	Lembaga Penilai	Sustainable Production	持続的生産林管理評価機関	PHPL の審査ガイドラインとスタンダードに基づいて IUPHHK-HA/HT/RE ライ
	Pengelolaan Hutan	Forest Management		センス及び森林管理権を審査する。2017年8月末で14社が認定されてい
	Produksi Lestari	Assessment Agency		<b>వ</b> .
LVLK	Lembaga Verifikasi	Timber Legality	木材合法性審査機関	KAN から認定を受けた LP&VI の中から十分な能力を有する機関が LVLK とし
	Legalitas Kayu	Verification Agency		て認定される。合法木材証明(VLK)をおこなう。また VLK スタンダードと
				ガイドラインに基づいて林業事業ライセンス保持者、森林管理権保持者、
				家内工業事業者、私有林所有者の検証をする。V-Legal Document 及び
				FLEGT License を発行する。2017年8月末で25社が認定されている。
PEB			輸出申告書	
PEFC		Programme for the	森林認証プログラム	
		Endorsement of Forest		
		Certification Schemes		
PHPL	Pengeiolaan Hutan	Sustainable Forest	持続的森林管理認証	
	Produksi Lestari	Management Certification		

略語	イ語	英語	日本語	備考
PI		Independent Monitor	第三者モニター機関	
RKT			年間伐採計画	
RKU			10 カ年管理計画	
SALU		Auction Transport	テンダー輸送証明書	
		Certificate		
SDoC		Supplier's Declaration of	供給者による適合性表明	
		Conformity		
SILK	Sistem Informasi	Timber Legality Information	木材合法性情報システム	林業省内の木材合法性認証情報室(LIU)によって 2012 年 12 月 1 日運用開
	Legalitas Kayu	System		始
SIPUHH	Sistem Informasi		木材流通事務情報システム	当時の林業省が 2009 年 9 月に開始した国有林材丸太のオンライン管理シス
	Penatausahaan Hasil			テム。
	Hutan			
SKAU		Memorandum Transport	原産地証明書	

略語	イ語	英語	日本語	備考
S-LK	Sertifikat	Certificate of Wood	木材合法性証明書次のライ	2017年9月29日現在、2,229社が認定されている。/IUPHHK-HA/HT/RE
	Legalitas Kayu	Legality	センスを保持者はこの証明	事業許可保有者及び管理権保有者については3年有効、12か月毎に審査
			書を持つことが必須となっ	/IUPHHK-HTR/HKm/HD/HTHR 事業許可保有者については 6 年有効、24 か月毎
			ている。IUPHHK-HKmIUPHHK-	に審査/IPK(IPPKH を含む) 事業許可保有者に1年有効、6か月毎に審査
			HTRIUPHHK-HDIUPHHK-	/SKAU を持つ民有林の IUPHHK の場合は 6 年間有効、24 か月毎に審査/年間
			HTHRIPK/IPPKHIUPHHK/IPKRI	6,000m3 を超える生産能力を持つ IUIPHHK の場合は3年間有効、12か月毎
			UITDITPT 会社登録証(TDP)	の審査/年間 6,000m3 までの生産能力を持つ IUIPHHK の場合は 6 年間有効、
			を持つ林産物業者	12 か月毎の審査/5 億 Rp を超える投資額の IUI の場合には 6 年間有効、12
			IRT/Craftsmen 私有林所有	か月毎の審査/5 億 Rp までの投資額の IUI あるいは TPT、TDI、及び会社登
			者	録証を持っている林産物業者の場合には6年間有効、24か月毎の審査/市
				有林所有者及び IRT/Craftsmen の場合は 10 年間有効、24 か月毎の審査
SPF			小規模民有林	
S-PHPL	Sertifikat	Certificate of Sustainable	持続的森林管理証明書	IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については 5 年有効、
	Pengeiolaan Hutan	Forest Management	次のライセンス保持者はこ	12 か月毎の審査。
	Produksi Lestari		の証明書を持つことが必須	
			となっている。	
			- IUPHHK-HA	
			• IUPHHK-HT	
			• IUPHHK-RE	
			・森林管理権	

略語	イ語	英語	日本語	備考
SVLK	Sistem Verificasi	Timber Legality	木材合法性証明システム	木材合法性証明システムのイ国版。
	Legalitas Kayu	Verification System		SVLK 認証は会社を認証するものであり、V-Legal Document 及び FLEGT
				License は荷を認証するものである。FLEGT ライセンスを与えるにあたって
				は、会社に SVLK 認証があることと、木材製品と木材製品の数量の一致を確
				認。
TDI			二次木材加工事業許可	設備投資額 2 億 Rp までの規模
TDP		Company Registration	会社登録証	
		Certificate		
TLAS		Timber Legality Assurance	木材合法性証明システム	
		System		
TPT		Registered Shelters	登録木材集積場	
VLBB		Verification of Raw	原材料合法性証明	
		Materials Legality		

略語	イ語	英語	日本語	備考
V-Legal			合法木材証明書類	2013年1月1日から公式に運用開始。木材製品の合法性を証明するイ国の
Documents				輸出ライセンス。1件につき7枚発行されそれぞれ関係機関に送られる
				(輸出先国の関連機関、輸出先国の税関(以上は輸出業者から輸入業者を
				通じて)、輸入業者、LVLK、輸出業者、環境林業省の合法木材証明情報ユニ
				ット、イ国税関)。EU とは既に FLEGT ライセンスが有効となったため、EU
				市場以外の VPA を結んだ国への輸出に対して発行される。オークションで
				得た林産物に関しては発行できない。
				木材製品輸出業者は S-LK (木材合法性証明書)、輸出木材製品の供給者は
				S-PHPL あるいは S-LK あるいは DKP を持っていることが必要。
				発行日から4カ月間有効。LVLKによりSILKオンラインを使って
				INATRADE、INSW 及び輸出先国の関係機関に送信される。
VLK	Verificasi	Verification Wood Legality	木材合法性証明	小規模木材関連事業者はグループ審査が可能
	Legalitas Kayu			
VPA		Voluntary Partnership	自主的二国間協定	
		Agreement		